

Title	目的論の存在領域
Sub Title	Die Seinssphären der Teleologie
Author	多井, 一雄(Tai, Kazuo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1969
Jtitle	哲學 No.54 (1969. 11) ,p.149- 166
JaLC DOI	
Abstract	Begann das teleologische Denken mit Aristotels, der teleologischen Nexus in der Welt fand und den Begriff $\tau\omicron\ \text{ou}\ \epsilon\nu\epsilon\kappa\alpha$ neu einfuhrte. Nachfolgend ihm die Scholastikern entwickelten Ordnungsteleologie, die alle Seinssphären aus Materie und Form interpretierte, und die Hierarchie der Seinssphären zeigte. Bedroht ist aber nun das teleologische Denken durch die Feststellung, dass das Kausalgesetz über alle Begegnungen und Strukturen in der Welt die Herrschaft führt. Ausschliesst also auch N. Hartmann Teleologie aus seinem ontologischen System und begrenzt er die Seinssphäre der Teleologie auf dem Menschenbewusstsein. Jedoch aus Wendung der Technisierung, die Gegenwart charakterisiert sich ergibt die Aufgabe, die Weltteleologie und die Menschenteleologie zu rekonstruieren. So ich aufnahm die wenige typischen Formen der Teleologie, nämlich Bewegungsteleologie, Ordnungsteleologie Bewusstseinsteleologie. und kritisierend sie darstellte ich ihre denklichen Eigenarten und Problematike. Damit bemühte ich mich um die Möglichkeit der neuen Teleologie.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000054-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

目 的 論 の 存 在 領 域

多 井 一 雄

人間の倫理的意識や行為には、事実上、ある目的を措定し、それに基づいて手段の連鎖を選択し、又多様な目的を一つの目的連関へ秩序づけるような、目的論的指向が内在している。したがって、倫理的諸問題を考える場合、意識作用や行為の目的論的指向性を無視することはできない。又哲学やその他の諸学問も、目的論的思考や概念に貫ぬかれ、それほど目的論が支配的でない学問においても、目的論的思考や概念は、現象の説明原理、思弁の道具として、必ず使用されている。もし唯一の普遍妥当的な目的論が存在すると仮定すれば、人間の存在や行為の究極目的の解明を目指すこれまでの様々な人生観が、きわめて複雑に分岐しているという事実は、これまでの人生観が、主観的、恣意的であることを示すものでしかない。又哲学、神学、その他の諸学の学説や理論が互いに相反する目的論を内包していることも、目的論の客観性を疑わしいものにしてている。

目的論の客観性が疑問視され、それが主観的なものと考えられるような傾向は、通俗的な目的論的思考の氾濫や、説明困難な事態や幾多の経験の反復によってしか接近できない複雑な事象を、概念の魔術的な操作によって説明することで満足していた諸理論の挫折によって、促進された。しかし目的論の衰退は諸々の現象を全て因果関係として説明しようとする自然科学的思考の興隆によって、決定的となった。自然科学は、単純な概念では説明不可能な自然現象や社会現象を、無理に説明しようとした目的論的思考の独善性を指摘し、当然廃除されなければならないものとして、厳密な思索活動の場から目的論的思考を追放した。視野を拡大して、思惟一般

目的論の存在領域

の発展が、因果的思考が古代の神話的思考の根幹をなす目的論的思考を追放する過程であるとしても考えられれば、目的論はますます権威を失ってゆくのである。かくして、目的論の領域は、最も客観化、ないしは対象化しやすい自然的存在の領域から次第に消滅し、客観主義的な哲学においてさえ、目的論が人間の意識という主観的な領域に制限されることとなった。自然科学の発達にともなう技術文明の進歩は、自然現象が因果的に説明され、しかも人間以外の諸存在に対する人間の目的論的規定性が、まったく主観的な任意性に委ねられていることから生じている。しかし、技術文明による人間性の破壊は、全ての事象を因果的に説明する危険性と新たな客観的目的論再建の必要性を示している。その際、目的論は自然的諸存在の範ちゅうを超越した人間の目的論を確立する従来の試みと共に、因果法則が支配する広範な存在者領域を、目的論的法則にしたがって解釈する課題を避けるわけにはいかない。伝統的な目的論的概念の再検討をとおして、新しい目的論的概念の可能性が示されるとすれば、それは、人間目的論の確立、並びに、世界の目的論構造を示す世界目的論と、人間の存在と行為の目的性を示す人間目的論の関係規定の発見に寄与するであろう。ここでは、目的論的概念の意味内容の明確化と、目的論的概念の適用範囲に関する若干の問題性を示すわけであるが、その場合伝統的な存在論、特にアリストテレスの概念をまず問題とすべきであろう。そこから始めるのは、問題の所在を明らかにするためばかりではなく、この概念が西洋の目的論的思考の本質を規定し、現在に至るまで、哲学のみならず、自然科学を始めとする諸学問の説明原理や記述原理に、決定的な影響を与えているからである。

二

アリストテレスの目的論を理解するためには、アリストテレスが形而上学や自然学において述べている四原因の中で、通常目的因といわれる $\tau\acute{o}$

οὐ ἐνεκα の解釈を、まず始めに問題としなければならない。⁽¹⁾ この目的因という概念も、自然学や形而上学の断片的な叙述から、その全体像を把えることは困難であるが彼の叙述が相互に矛盾しないという意味で、この概念を整合的に組立てれば、目的因に関して、次のような解釈も可能である。

ある事象が他の事象の終局目的である場合この事象は他の事象の目的因であるといわれる。⁽²⁾ 目的因は、事象の生成や運動が目指す終局を意味しており、この目的因の存在によって、ある有限的な原因系列が成立する。⁽³⁾ ある事象に対する終局目的の原因性は、ある事象がこの終局目的のために、および、これを目的として生成し、存在するという意味で考えられている。⁽⁴⁾ 又、終局目的とそれを目指す事象の間に、中間的諸事象が存在するとすれば、この終局目的は、中間的諸事象全体の目的因でもある。⁽⁵⁾ それと同時に、目的因は終局目的のみならず、中間的諸事象の相互関係の中でも考えられ、過去から未来へと流れる時間解釈にしたがえば、中間的諸事象の中で、時間的に後続する事象は、先行する事象の目的因である。ある運動や変化の全過程は、目的因に基づいて解釈すれば、目的連鎖を持つ一系列を形成している。この系列は、時間的に先行する事象が後続する事象の手段であり、時間的に後続する事象が先行する事象の目的であり、ある事象がその時間的な前後関係によって、交互に手段、目的であるような連関を形成している系列である。しかし、ある事象が他の事象の終局目的であるような相互関係において、逆に他の事象は、終局目的である事象のために存在するのであれば、他の事象はある事象の目的因であるとも考えられる。

このように考えられた目的因は、アリストテレスによって始動因といわれるものと同ーである。始動因とは、ある事象の運動や変化がそこから始まるその始まりのことである。⁽⁶⁾ 目的因が終局目的のみならず、中間的諸事象にも考えられるように、始動因も、運動や変化の開始点における事象のみならず、中間的諸事象にも考えられる。かくして、目的因的系列を逆転

目的論の存在領域

させた相互関係を持つものとしてある運動や変化は、始動因的連鎖を持つ一連列として理解される。終局目的は、始動因に対して、本来反対の極にある原因であるが、実質的に、終局目的のためにある事象が生成し、存在し始める場合、終局目的としての目的因は始動因でもありうる。又、ある事象は互いに他の原因となりうるという主張や、一つの事象には多数の原因が同時に存在するという主張によって、ある運動や変化は、進行方向の前後関係に基づく説明原理にしたがって、目的因的系列とも始動因的系列とも理解され、目的因と始動因は実質的に同一視される⁽⁷⁾。アリストテレスによれば、目的因は、本来的自然としての形相的自然の生成、すなわち、可能態から現実態への変化の説明原理のみならず、全自然界の生成や運動の説明原理でもある。かくて、理論的認識の様々な対象領域の中に、目的因に支配された合目的的な法則性が見いだされる。自然界が全て目的因的連鎖の系列に属しているわけではないが、アリストテレスが、エンペドクレス的な機械論的自然観に反対して、自然を目的因にしたがって理解しようとしていることは、疑うことができない⁽⁸⁾。もし目的因的原理が拡大され、自然的諸存在の生成、運動、変化において、目的因と始動因が同一であるとすれば、目的因に関して一つの問が提出される。

以上のような目的因の素描から、目的因的連鎖の規定性を得ることができた。目的因的運動、変化とは、その運動や変化の最初の事象から、中間的諸事象を経て終局目的に至る事象において、その同じ運動や変化の終局目的によって、その運動や変化の方向や目標があらかじめ規定されているような運動、変化のことである。終局目的を持たない非本来的な運動、変化は別として、運動、変化は、終局目的が欠如している場合には、生起しえない。終局目的は、そこに到達するまでの全中間的事象を目的因的に規定し、中間的諸事象の相互関係においても、時間的に後続する事象が、先行する事象をあらかじめ目的に向かうようにと、すなわち、前者が後者の指向を規定する。このような目的因的原因性は、外的なものよりも、内在

的なものと解釈されれば、全中間的事象は、終局目的への指向を内在的に有しており、中間的諸事象の相互関係においても、時間的に先行する事象は、後続する事象への指向を持つ。もし始動因的連鎖が目的因的連鎖を逆転させたものにすぎないとすれば、目的因の規定性の内容は、そのまま始動因の連鎖の規定性にあてはまることになろうか。始動因の連鎖が、現代の自然科学的な意味における因果関係の連鎖と一致する部分を含んでいるとすれば、目的因の連鎖と因果の連鎖が交差して、互いに一致する領域が存在する。

真の前提から、真の帰結を必然的に導きだす理論的必然性の如く、ある原因から、ある結果が生ずる必然的結びつきが、全ての因果関係から導きだされる場合、時間的に先行する事象が後続する事象に結びつく必然性が示され、目的因と因果の同一視が、ある意味で肯定されるように思われる。しかし、因果律における原因と結果の必然的な結びつきが、理論的必然性ほど厳密なものではありえないとすれば、目的因と因果の連鎖の同一視は、誤まりということになろう。何故なら、原因から結果への必然性が厳密に示されない場合には、後者が前者をあらかじめ規定するような可能性、ならびに、そのように解釈する可能性は、全く失なわれてしまうからである。又、全ての自然法則は統計法則にすぎないという現代の物理学理論が、因果律の厳密な法則性を危うくするとすれば、少なくとも、自然的存在者の領域における目的因の支配は虚盲であろう。法則の統計的性格を、存在論的にではなく、認識論的に解釈すれば、目的因の存在は仮設的な性格を持ち、その実在性の認識は、我々には被われたままである。又、たとえば、そのような領域に目的因が主張されたとしても、それはきわめて巨視的なものであって、極微的には、目的因の存在は疑わしいものとなる。しかし、極微的には何も規定されず、ただ巨視的にだけ認められるような法則性は、一般には粗野な法則性であろう。したがって、因果の複雑な連鎖が、認識能力や学問の発達段階を理由にして、判然と理解されない場合、

目的論の存在領域

このような複雑な決定性を、目的論的概念で形式的に説明してしまうことで満足するのであれば、物理学を始めとする自然科学が、複雑な因果の連鎖を出来る限り、精緻に示して、粗野な目的論を打破する必要がある。しかし、アリストテレスの自然概念と現代のそれとは明らかに異っているし、将来、自然科学的世界像も変化するとすれば、因果法則と目的因の関係は、流動的である。新しい法則の発見、一つの現象に対する法則性の絶えざる理解の変遷が、自然科学の開かれた領域を形成しているのであれば、そのような未決定な領域を補充する意味で、目的因という概念が必要なのではなく、一方、目的因という概念を因果律から取り去ることもできず、又それを因果律と同一視することもできず、目的因は新しく解釈されなければならないのである。もし目的因を因果律が支配する領域から取り去ってしまえば、それは主観的な法則になるし、もし目的因の規定性を、原因が同一の場合、計量的に確定できる同一の結果を必然的にうみだすという因果関係の規定性と同一視してしまえば、目的因は、きわめて限定された概念になってしまう。

目的因的連鎖が、因果の必然的連鎖の単なる逆転ではなく、目的因が因果律に吸収されないことは、目的因が因果的な作用関係に基づくきわめて簡単な批判によって、たちまち不明瞭になることによっても示される。因果的必然性として、時間的に先行する事象が、後続する事象の原因であることは自明なことであるが、時間的に後続する事象が、先行する事象の原因であるとは、いかなる意味であろうか。時間的に先行する事象が、後続する事象に作用を及ぼすことは自明であるが、後者が前者に作用を及ぼすとは、いかなる意味であろうか。時間的に先行する事象が存在する時、後続する事象は今だ存在しないのであれば、その存在しない事象が、先行する事象をひきよせることが可能であろうか。一般的に、ある事象をあらかじめある目的に向かわせる原因は、どこに存在しているのでであろうか。そのような原因の存在は、因果的連鎖をその結果から振り返って解釈した主

観的意識作用の中だけではないのか。又目的因が、諸存在者の内在的原理であると考えれば、目的因をどのように説明すべきであろうか。その場合、諸存在の運動、変化を支配する内在的根源的な力を、諸存在の背後に予想すべきであろうか。又目的因が超越的なところに起因するとすれば、目的論的神の存在証明という自然神学的主張を肯定することになるのであるか。このような疑問の根底には、過去、現在、未来という不可逆的な流れとして形容される自然科学的な時間概念が存在する。自然科学における帰納的思考は、過去中心的な思考として、現在的事象は過去的事象の影響として、未来的事象は、現在的事象の影響として、すなわち前者は後者に全面的に依存するものとして解釈する。したがって、未来による規定性である目的性は、かかる思考にとっては、不確かで、無意味なものとして排除されざるをえないのである。汎神論的世界観や神学が、目的論を永遠や宿命という概念によって説明しようとしたが、そのような企ては、未来的事象を過去や現在的事象によってしか規定されたものとしてしか考えない思考に対する消極的な抵抗であった。そして、自然科学的な時間解釈が変化すれば、単に神秘的なものとして、目的因を無視することは許されないであろう。

目的因の連鎖と因果的連鎖を同一視したり前者を後者に吸収できないもう一つの理由は、次のような事実によって示されている。たとえば、因果的な連鎖が、時間的に先行する事象が後続する事象に必然的に結びつくとしても、その結びつきが、盲目的、機械論的必然性でもありうる。原因と結果の盲目的、機械論的必然性においては、同じ原因によって、同じ結果が普遍妥当的に生ずるとしても、原因が結果の手段であり、結果が原因の目的であるという連関があるわけではない。すなわち、原因は結果を目的として、又結果のために存在し、生起するとはいえず、このような連鎖に、目的、手段という意味を付与することができないのである。

三

目的因と形相因の同一視は、アリストテレスの可能態と現実態、又は第一現実態と第二現実態の相互理解によって、その意味内容を理解することができる。⁽¹⁰⁾ 可能態から現実態への変化は、可能態があらかじめ所有している現実態の形相の現実化を目指す変化である。全ての可能態は、それみずからのうちに、その目的として指向する現実態の内容的諸規定をあらかじめ持っている。可能態から現実態への変化は、形相の自己実現、又その完成を目的として、あるいはそれを原因として起る。現実化さるべき形相という終局目的が存在することによって、可能態の運動や変化が生起する。このような意味で、目的因と形相因は同一である。各存在者領域の中で、形相的規定性の強い存在者領域程、目的因と形相因の同一視は容易である。進化論的思想の強い現代においても、形相的規定性の強い存在者領域において目的論的思考が生きている一つの原因は、このような領域における存在者の運動や変化が、自然科学的な因果法則によって完全には説明されないからであろう。このような領域においては、すでに現実化され、固定化された形相や形相の相互関係の分析によって、秩序としての目的論が構成される。秩序目的論には様々な形態が考えられるが、ここでは、質料、形相原理を用いて、一般的に考えられる秩序目的論の思考のパターンを示したいと思う。

質料、形相原理にしたがえば、諸存在者は全て形相と質料の合成実体と考えられる。質料と形相は、相互依存的に統一されて実存している。諸存在者の領域は、形相と質料の累積的な関係によって決定され、形相的規定性の強い存在者領域ほど、形相的規定性の弱い存在者領域の形相と質料を、自己の質料として、みずからの形相に結合させている。多くの質料因と結合している存在者領域は、少ないそれには存在していない新しい、独自の形相的規定性を持っている。そのような形相的規定性を高貴なものと考え

れば、各存在者領域相互間に、階層的な区別が存在する。階層的に下位のものは、階層的に上位のものに対して質料的であれば、下位の存在の働めやその独自の法則決定性は、上位存在の形相的規定性実現のために、存在することになる。このようなことは、ある実体内部において、質料は形相のために存在するという一般的命題を包含するが、それぞれ異った存在者領域相互の関係においてこそ、主張される。上位の存在者領域程、質料的な下位の存在の働きや独自の法則性をみずからのうちに結合しており、上位の存在者領域は、自己の質料因のみならず、対象的に実在する下位の存在者領域の活動や独自の法則決定性に支配され、又拘束される。上位の存在者領域は、下位の存在者領域を離れて、自己の形相的規定性を実現できない程、下位の存在者領域に依存しているとすれば、上位の存在者の存在論的優位性は、ただこの存在者領域が、下位の存在者領域には存在しない新しい、独自の形相的規定性を持っていることだけであろうか。多様な意味において、上位の存在者領域は下位の存在者領域を必要とし、又下位の存在者領域が存在することによって、上位存在固有の本質を保つことが可能なのであれば、その関係を逆にして、下位の存在者領域は、上位の存在者領域の形相的規定実現のために存在しているとはいえないであろうか。もしそうであれば、下位の存在者の存在根拠は、上位の存在者に奉仕し、かかる意味で上位存在者の現実態の完成、又その現実態固有の活動目的の手段になることである。すなわち、上位の存在者は、自己の実存の目的や自己固有の活動実現のために、下位の存在者を手段化する。その根拠は、上位の存在者は、下位の存在者を手段化することによって、その形相的規定性を実現する存在であり、又上位の存在者は、それが実現できる能力を所有しているからである。又下位の存在者は、上位の存在者の存在目的やその固有な活動実現の手段であることを、その存在の本質目的としている。その根拠は、下位の存在者が上位の存在者に手段化されるにふさわしい存在構造を所有しているからである。下位の存在者領域が上位の存在者

目的論の存在領域

領域のために存在するとすれば、存在者領域相互の間に、下位は上位を目的とし、上位は下位を手段化するという存在者領域の目的論的系列が存在する。しかし、目的因的連鎖において、時間的に後続する事象が、先行する事象の手段になりえないように、上位が下位の手段になることは、本来的なことではない。最高の存在者領域が人間であれば、この秩序目的論は、人間が自分よりも下位の存在者領域を手段化する方法に対する一定の法則性を確立することがその重要な課題となるであろう。

このように形式的、固定的に規定された、各階層間の目的、手段関係は、いかなる目的論的規定性を持つであろうか。このように問うのは、形式的規定が一種の抽象であり、現実的、又実質的な規定ではないという反論を予想してである。この図式を承認しても、存在者領域相互の間に、目的は無数に存在するし、目的、手段連関が間接的な場合もあるし更に、目的、手段連関が全く存在せず、その関係が逆転している場合もある。人間存在にとって、他の存在者領域の全てが有益で、有意味なものでないという事実は、下位の存在者領域は、上位の存在者領域のために存在するという世界解釈を、そのまま承認するのを妨げる。このような形式的規定も、始動因と同一視されるような目的因の連鎖によって、目的内容や目的の相互関連を示さねば、世界を統一的、目的論的に説明したことにはならない。その上、このような規定だけでは、同じ存在者領域相互の目的論的關係を示すことができない。

又、階層的な存在者の諸領域の關係規定の中の目的論的系列は、存在論的にいかに規定できるであろうか。下位の存在者が上位の存在者のために、又はそれを目的として存在する場合、下位の存在者の内的構造の分析は、下位の存在者が上位の存在者の手段であらねばならぬ必然性を何も示してはいない。下位の存在者が目的論的性格を持つのは、上位の存在者が目的因的に現われてくる場合だけである。このような事態は、カントのように、目的論を反省的判断力という主観的原理によって説明することを、容易に

している。したがって、上位と下位の存在者における目的と手段の存在は、動的な目的因の連鎖なしには説明されない。何故なら、このような事実は、下位の存在者は上位の存在者の手段的存在者ではなく、それとは無関係に実存するとも考えられるからである。又そこに目的、手段関係があったとしても、結びつきの本来性が動的な目的因の連鎖によって説明されなければ、目的、手段の結びつきが、二次的、偶発的、機械論的に説明することも可能である。その場合、存在者の諸領域相互の階層的関係は、ただ上位の存在者が下位に依存しており、逆に下位は上位に依存していないという事実を示すにしかすぎない。

秩序目的論に対する反論は、下位の存在者と上位の存在者の間に、存在論的な目的、手段連関が一切存在しないことを示せばよいのであるが、かかる反論は、全ての存在構造を偶然的、唯物論的、機械論的に解釈するだけでは、目的論を一掃することはできない。存在論的に、存在者の構造を承認し、その上で全く目的論的概念を拒否することは、伝統的存在論以外の存在論も、目的論に関して、伝統的な図式からそれ程隔っていないことを見れば、不可能のように思われる。各存在者領域は、質料、形相論によって区別される必要もないし、様々な存在者領域における目的、手段連関は、もっと複雑であるのは事実であるが、秩序目的論が全く誤りなわけではない。しかし秩序目的論も、運動目的論的な時間的に後続する事象による規定性が欠如した場合には、確立されないであろう。アリストテレスが、始動因と目的因を分離しなかったのは、彼がもっと動的な目的論を考えていたからではないだろうか。アリストテレスのこのような企てを、擬人神観で説明してしまうことは、問題をあまりにも簡単に片付けてしまうことになる。

四

自然的存在者領域を始めとする様々な領域における事象が、過去から現

目的論の存在領域

在を規定する因果法則によって解釈されたために、未来による規定性という意味を持つ目的因の支配する領域は、きわめて狭められた。世界の目的論的解釈は無意味であり、又それが直接的に、人間の目的論的思惟を規定しえないことと、他方、人間の中に目的論的意識や行為が存在していることを承認し、又このような事実を極端化して、ニコライ・ハルトマンは、存在論の立場を堅持しつつも、世界目的論を一切拒否し、目的論を人間の意識の中に局限した。彼によれば、目的性は意識の範ちゅうであり、自然的諸存在者の範ちゅうではない。生物の合目的的な活動も、自己のメカニズムに基づく外的環境に対する反射的適合作用にすぎず、目的措定によって手段の連鎖を決定する人間の目的論的意識作用とは、まったく異なるものである。人間の意識の領域以外に、目的因の支配する領域を認めることは、この範ちゅうの誤った転用以外の何ものでもない。彼はアリストテレスの始動因と同一視される目的因の意味で、目的性を時間的に因果性を逆転させたものであると考える。そう考える理由は、目的性は、因果性とは反対に、ある運動の過程において、時間的に先行する時象が、後続する事象に依存しているからである。ある運動は、終局目的によって、それ以前の手段的な流れの方向が決定され、目的論的連鎖は、時間の流れや運動の過程と逆方向に流れる決定性である。目的論的な流れの経過の段階は、終局目的から、いわば逆行的に規定される。すなわち、現在の事象は、未来的事象によってあらかじめ規定され、過去の事象は、現在の事象によってあらかじめ規定される。未来において初めて現実的に生成する事象が、その現実化以前に、何らかの仕方であらかじめ存在している時にのみ、未来において初めて現実的になる事象は、現在の事象に影響を与えることが可能である。そのような事象は、実在的な存在とはまったく異ったあり方として、あらかじめ存在している時にのみ可能となる。それ故に、それは、現実には今だ実在的ではないが、ある何らかの力によって、内的に（しかも非実在的なものとして）先取りされ、現在の事象にならなければなら

ない。以上のようなことは、意識においてのみ生ずる。したがって、目的論は意識の領域においてのみ成立する。

次に彼は、意識作用の構造を具体的に記述することによって、意識目的論の性格を明瞭にする。⁽¹²⁾ 目的論的意識作用は、三つの局面に区別されるが、実際にそれらは、意識の内部において切り離しがたく結合しており、孤立化させられない。目的論的意識の第一の作用は、目的措定である。これは、意識の超越作用によって、未来的なものを先取りの措定することである。第二の作用は、目的のための手段の選択である。これは、意識の中で、未来的なものとしての目的を実現するための手段の連鎖を、目的の方から逆行的に発見してゆくことである。第三の作用は、目的の実現である。この作用は、目的の方から逆行的にたぐりよせられた手段の連鎖の中で、時間的に一番手近な手段から、次の手段へと、次々に手段をとおして目的を実現してゆく作用である。この中で、二と三の作用が目的性の根本規定を満たすと考えられる。この二つの作用は、どれも因果的連鎖を予想しており、因果的連鎖なしに完結しないものであるが、三つの作用のどれ一つをとっても、目的性の連鎖は、因果的連鎖を逆転したものと、単純に同一視されない。第二の作用がそれに一番近いが、それは単に意識の中の運動にしかすぎない。第三の作用の初めの手段から終局目的を実現する一連の過程は、目的性の連鎖であると共に因果性の連鎖である。すなわち、この作用は、目的因と始動因が同一であるような連鎖と解釈される。しかしこのことは、目的性の連鎖と因果性の連鎖が同一のものになったのではなく、目的性の連鎖の系列が、意図された結果を因果的に生起させるようにと、その系列の個々の項が選択されているというにすぎない。ただ認識論的には、そのような一連の流れは、どちらにでも解釈されるわけである。

このように彼は、目的論を、終局目的によって手段的中間事象があらかじめ決定される一連の過程の中に局限した。そのような連鎖は、人間の意識作用の内容、又意識に基づく人間の行為の現実世界への関与という領域

目的論の存在領域

以外には見出しえず、目的論の存在領域は、人間の意識の中にのみ存在する。目的論を意識作用に局限した場合、次のような問が重要なものとなる。意識の第一の作用によって措定された目的は、それが価値的な事象によって客観的倫理性を持つとしても、目的措定自体が人間の任意性に委ねられるとすれば、倫理的行為の統一的な意味づけは、主観的なものにすぎないのではないか。むしろ現実的な価値は、その価値が組み込まれている目的論的連関において、初めて認識可能なものになるのではないか。

彼は、価値の本質規定と主観的な目的措定的意識作用の相互関係を説明することで、このような問に対する回答の輪郭を示そうとする⁽¹³⁾。人間の目的措定において、価値的事象が措定されれば、その措定は決して主観的なものではなく、存在当為的、かつ価値論的に必然的な事柄とされるが、どの価値を、彼の行為の目的と手段連関の中で選択するかは、任意的であり、倫理学は選択の目的論的序列を示すことができず、ただ措定される目的の価値内実を、類型的に提示された図式によってしか、示せないのである。したがって、価値の絶対性は、人間の行為の善悪の普遍妥当性を確認するが、人間の行為を目的論的に規定することはできない。価値と目的論のこのような関係規定は、価値のアプリオリで客観的な実在性の確立が、人間の客観的行為目的論の確立に何ら寄与しないことを示している。そして、価値の目的論的序列の提示は、価値の体系化によって、初めて可能とされるが、そのような体系化は、次のような事実によって、妨げられる。なるほど、価値自体は理念的な即自存在として、アプリオリに認識されるが、人間の価値感得作用は不十分であり歴史的にみて、価値の全領域にわたって、価値が全て感得されるわけではない。価値充実した世界から、人間は全価値を感得できぬ故に、価値の体系化は困難であり、まして価値を統一的に理解し、それを目的論的に構築することは不可能である。かかる試みは、現実世界における価値背反的存在によっても、妨げられるであら

う。

しかし、価値は、理念的なものとして、現実的な事象と関係し、現実的な事象を価値充實的なものと価値背反的なものに分割する力を保持している。価値がそのような力を持つとすれば、それがアプリアリに人間を規定しないことがあるか。しかも価値が、理念的であることにおいて、数学や論理の存在領域と同様であれば、数学や論理のように、価値の体系化は可能ではないか。価値を体系的に把握する試みは、価値の階層化を包含するとすれば、目的論をもそのうちに包含する。もしそうであれば、価値は人間を目的論的に規定することにならないだろうか。又低い価値はともかくとして、様々な思想や宗教が、最高価値に対して、まったく相異なる評価をしている事実は、永遠的な価値と人間の価値感得作用の相互関係として説明するよりも、ある価値は、その他の諸価値との目的論的相互関係においてのみ、初めて意味を持つということによって、より良く説明されるのではないだろうか。

これとは別に、ハルトマンは、価値が、人間を目的論的に規定しえない理由を述べる。すなわち、それは、もし客観的目的論が確立された場合、人間の自由を確立することができるのかという問題である。このような疑問は、客観的なものによって、倫理的諸価値を評価する場合、いつも生ずるのである。彼によれば、人間に対する価値の規定性は、どのような意味でも、自然法則が人間を規定するようなものではない。もし自然法則が人間を規定するように、価値が人間を規定するのであれば、価値が人間の意欲を直接規定し、カントが考えたように、人間の自由は完全に奪われ、宿命論的、又決定論的人間観以外のものは生じない。彼は、自然法則と価値法則が異っていることを、当為の様相的構造の分析によって示そうとすどが、アポリアに落ち入る。価値は即自存在として人間を規定するわけであるが、価値が人間を規定するのは、人間の意欲ではなく、価値感得作用である。このような区別によって、価値の即自存在と人間の自由の関係が説

目的論の存在領域

明される。しかし、価値感得作用が、価値に完全に拘束されるのであれば、価値盲目がいかんにして生ずるであろうか。価値感得作用が意欲に何の影響も与えないことはありえないのであれば、両者を明確に分離することは困難である。かくて、価値感得作用という、対象との規定性が不明瞭な概念が用いられ、価値と目的論の関係が絶えず動揺する。価値感得作用は、価値によつて規定されるが、価値は意欲を規定しえないことによって、客観的価値論は可能であるが、客観的目的論は不可能であることが示されるが、感得作用と意欲という両概念が分離できないことによって、目的論を徹底的に主観的なものと考えることが困難になるのである。

ハルトマンが、目的論的意識作用を強調したのは、人間という存在者領域には、他の存在者領域には決して存在しない目的性があるということであった。しかし、このような事実は、人間目的論における目的論の客観性を規定するのを妨げるものではない。目的論をあまりにも狭い範囲に限定しない方が、人間目的論やその他の目的論のためにも良いであろう。

目的論はいかなる領域において成立するのか。目的論の持つ、形式的、類比的、非実証的性格は、目的性をいかなる法則として特徴づけるか。客観的目的論と主観的目的論は、いかなる関係にあるのか。これらの間は、目的論的法則性が新たに確立されるまでは、答えられないのであるが、目的論は、従来の倫理学のような主導概念にはなりえないとしても、客観主義的倫理学確立のために、又倫理学の方向付けに対する枠組みとして、又人間のあらゆる倫理的逸脱に対する限界設定として、必要とされているように思われる。

注

- (1) 四原因については、Aristoteles; *Metaphysica*, 983a26, 996b5. 1013a24-b4. 1013b16-28, 1044a33.
- (2) Aristoteles; *Metaphysica*, 1013a32-35.
- (3) " " 994b9-12.
- (4) " " 996a25-26.

- (5) Aristoteles; *Metaphysica*, 1013a35-b2.
- (6) " " " 982a30,.....ὁθεν ἡ ἀρχὴ τῆς κινήσεως
- (7) " " " 1050a6-8,
- (8) " " " 1050a-b-8.
- (9) " ; *Physica*, 198b10-199633.
- (10) " ; *Metaphysica*, 1050a4-10.
- (11) N. Hartmann; *Teleologisches Denken* 7 章.
- (12) " ; *Ethik* 8 章の C.
- (13) ハルトマンの価値に対する基本的な考え方は, *Zur Grundlegung der Ontologie* の 281 ページ以下参照.
- (14) N. Hartmann; *Ethik* 23 章の e.

Die Seinssphären der Teleologie

Kazuo Tai

Resümee

Begann das teleologische Denken mit Aristoteles, der teleologischen Nexus in der Welt fand und den Begriff τὸ οὐδ ἕνεκα neu einfuhrte. Nachfolgend ihm die Scholastikern entwickelten Ordnungsteleologie, die alle Seinssphären aus Materie und Form interpretierte, und die Hierarchie der Seinssphären zeigte. Bedroht ist aber nun das teleologische Denken durch die Feststellung, daß das Kausalgesetz über alle Begegnungen und Strukturen in der Welt die Herrschaft führt. Ausschließt also auch N. Hartmann Teleologie aus seinem ontologischen System und begrenzt er die Seinssphäre der Teleologie auf dem Menschenbewußtsein. Jedoch aus Wendung der Technisierung, die Gegenwart charakterisiert sich ergibt die Aufgabe, die Weltteleologie und die Menschenteleologie zu rekonstruieren.

So ich aufnahm die wenige typischen Formen der Teleologie, nämlich Bewegungsteleologie, Ordnungsteleologie Bewußtseinsteleologie.

目的論の存在領域

und kritisierend sie darstellte ich ihre denklichen Eigenarten und Problematike. Damit bemühte ich mich um die Möglichkeit der neuen Telelogie.